

(答申第3号)

平成24年 7月30日

本庄市長 吉田信解様

本庄市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 矢部喜明

情報公開請求に対する非公開決定及び不存在決定に関する異議申立てについて（答申）

平成24年4月24日付け本人発第6号及び本人発第7号で諮問のありました、情報公開請求に対する非公開決定及び不存在決定に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関本庄市長（以下「実施機関」という。）が平成24年2月10日付けで行った「2011年12月1日午後1時30分に人権推進課と〇〇〇（以下「本件団体」という。）との団体対応についての話し合いの録音記録の視聴及び会議録の閲覧の請求」に係る録音記録の非公開決定及び会議録の不存在決定は妥当であるが、実施機関の各決定に係る理由説明が不十分であるため、当該理由を補ったうえで再通知する必要があると判断する。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 異議申立人は、平成24年1月30日付けで、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対して、「2011年12月1日午後1時30分に人権推進課と本件団体との団体対応についての話し合いの録音記録の視聴及び会議録」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し平成24年2月10日付けで、録音記録を非公開とし（以下「本件処分1」という。）、会議録については不存在とした（以下「本件処分2」という。）。
- (3) 異議申立人は、本件処分1については、平成24年4月6日付けで、本件処分2については、平成24年4月9日付けで処分の取消しを求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第4号及び諮問第5号）

3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び平成24年6月18日の審査会における口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件処分1

実施機関は、録音記録を公開できない理由として、「本庄市情報公開条例第7条第1号に該当のためとした。公開請求に係る情報に条例第7条第1号に該当する非公開情報が含まれており、当該部分を区分して除くことができないため」としている。

実施機関から非公開情報の詳細説明がなかったため、決定通知に示されたものから推察することしかできなかつたので、以下のとおり推察した考えを述べる。

その非公開情報が条例第7条第1号エの当該個人が公務員である場合に該当するのだとすれば、非公開情報には該当しない。請求している録音記録は、当団体と、実施機関の職員によるものであり、やり取りの中には、人権推進課の職員の名前がはっきりしてしまう部分や情報の中に職員が不利になるような状況がある場合に該当しているため、第7条第1号エにより非公開としているのだと考えている。しかし条例の当該条文に照らして考えると、私も当事者であり、人権推進課の職員も当事者である。録音された記録を当事者である私が聞きたいということに対して、その情報に非公開情報があるとは思えない。よって、非公開決定の取り消しを求める。

(2) 本件処分2

実施機関は、情報が存在しない理由として、「公開請求に係る会議録を作成していないため。」としているが、請求している会議録の基は録音記録であり、録音記録の存在については認めているため、この録音記録を編集した会議録の作成は可能であり、公務員として作成の義務がある。会議録を作成すれば録音記録という非公開情報以外の部分は公開可能であり、よって不存在決定を取り消すとともに閲覧を求める。

4 実施機関の説明要旨

理由説明書及び平成24年6月18日の審査会における口頭説明によれば、実施機関の主張の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件処分1

本件請求の録音記録には、話し合いに参加していた方の個人名が含まれていること。録音記録は肉声であるため、個人の識別性が高いことから、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報であり、実施機関は当該非公開情報部分を区分して除くこと、又は聞き取ることができないようにすることはできない。

また、情報公開制度の原則は、情報を公開した場合には、何人からの請求に対しても平等に行われることとなるため、話し合いの内容及び本件団体の性質から、将来個人が特定された場合にプライバシーが著しく害されるおそれがある情報であると判断した。よって、非公開と決定した。

(2) 本件処分2

話し合いの録音記録について、その全てを会議録として作成しているわけではなく、内容及び必要性に応じて判断している。

また、本件請求に係る話し合いは公式な会議の場で行われたものではなく、話し合いの内容からも会議録を作成する必要はないと判断した。よって会議録をあえて作成して公開する義務はないものとする。

5 審査会の判断

本件処分1及び本件処分2については、審査請求人が同一人であること、決定の理由及び審査請求の趣旨が同様であることから、効率的な審議を行うため、審査会はこれらを併合して審議を進め、両事件を区別しながらも答申を一本化させることとした。

(1) まず、本件請求1については、録音記録の何が非公開情報に該当するのかを整理する必要がある。

実施機関は、録音記録の中に話し合いに参加していた方の個人名が記録されており、これが条例第7条第1号の非公開情報に該当するとしている。また、録音記録は肉声であるため、個人識別性が高く、この点も非公開理由として説明している。

一方、異議申立人は、録音記録に含まれる非公開情報は、当日話し合いに参加した実施機関の職員の個人名と捉えている。また、異議申立人は録音記録には、職員以外の情報としては、本件請求の当事者や当日参加していた本件団体の者の情報のみであ

ると理解しているため、実施機関の職員の個人名が非公開情報に該当しないのであれば、録音記録を公開することに何の問題もないとしており、両者間で認識が異なっている。これは、実施機関の非公開決定通知の公開することができない理由及び不存決定通知書の情報が存在しない理由の記述が不十分であることにより、誤解を招いているものであると言わざるを得ない。

以上の状況を踏まえたうえで、審査会としては録音記録を以下のような情報であると整理し、判断を行っていく。

本件の録音記録には個人名が録音されているため、その事実だけでも非公開とせざるを得ないが、録音記録は、それ自体が個人識別性を持つ情報であると考え。例え、直接個人名が出てこないとしても、他の情報と結びつき、参加者が分かった場合、声の特徴、話し方及び性別等から特定の個人を識別することが可能となり、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当する。

また、特定の個人が識別できなくとも、公開することにより個人のプライバシーを害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものに該当する。

よって、本件は録音記録であるため、個人名を取り除いたり、声色を変更したりできないことから、非公開とした実施機関の決定は妥当であるが、異議申立人に対する非公開とした理由の記述が該当条文のみでは不十分である。

(2) 次に、本件請求2の会議録の不存在について判断する。

今回の話し合いは、正式な会議ではなく、あえて会議録を作成する必要性はないものとする。条例などでも作成する義務を示すものはないことから、実施機関が会議録を作成していないことに違法性はなく、通常業務の進め方としても不自然、不合理な点は認められない。

こちらも不存在とした実施機関の決定は妥当であるが、異議申立人に対する情報が存在しない理由の記述が不十分である。

(3) 以上のことから、本件処分1及び本件処分2については、「1 審査会の結論」のように判断する。